

証 人 調 書

(この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	令和5年(ワ)第413号
期 日	令和5年12月5日 午後1時10分
氏 名	金澤陽貴
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳 述 の 要 領

別紙反訳書のとおり

以 上

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが
良心に従って、ほんとうのこと
もう
を申します。

し
知っていることをかくしたり、

な もう
無いことを申したりなど、

けっ
決していたしません。

い じょう ちか
以上のとおり誓います。

氏 名

金澤陽貴



被告代理人

乙第23号証を示す

これは証人の「奥村昇次氏に関する備忘録」という書類ですけれども、これは証人が作成していただいたものですね。

はい。

ここに記載してあるところはどこか訂正するところがありますか。

あります。

そこをおっしゃってください。

最初の日付、27ではなく28の間違いです。

1枚目の上から本文の2行目の、「12月27」って書いてあるのは28の間違い。ほかには。

下から3行目、「電話で伝えていたが」が誤り。口頭で指示をした。

乙23号証の1枚目の下から3行目の部分ですね。

はい。

1月4日の除名処分の手続の件からお尋ねします。令和5年1月4日の10時から行われた春日井市役所の名刺交換会が11時に終わり、そのまま当時その時点で13名の自由クラブの団員が市役所庁舎内の自由クラブの部屋、いわゆる控室に移動したということですが、それからどういう手続あるいは集まりになったのでしょうか。

名刺交換会の後に控室に戻って、そこで全員会が開かれた。

全員会が開かれたかどうかということが、まず争点の一つになっているんですけれども。これは全員会が開かれたことは間違いはないですか。

はい。

誰か全員会を開くという開会の宣告みたいなことをしたんですか。

はい。

それは誰がどういうふうにしましたか。

長縄総務会長が、今から始めます、と。

それからどうなりました。

それから、新年のごあいさつとありまして、全員会が開始された。その後で三役の団長の友松さん、政務調査会長の加納さん、総務会長の長縄さんが別室に行ったという流れですが、その時に証人はどうしましたか。

私は控室におりました。

しばらくしてから、加納さんが奥村さんと呼びに来たという話ですが、そのところはあなたは記憶していますか。

はい。

しばらくして、まず奥村さんが控室へ戻ってきたという流れですけれども、その時は原告の様子はどうでした。

原告の様子。

出てきてから原告はどうしました。

別室に行って戻ってきて、帰られました。

何か言ったかどうかは覚えてますか。

何か言ったような覚えはありますが、中身は。

全員会はその間はどのような状況になっていますか。

中断です。

その後、三役が別室からまた控室へ戻ってこれられたということのようですが、それからどうなりました。

それから、加納政調会長からこの経緯の説明がありました。

この経緯というのはどういうことですか。

奥村昇次氏のこれまでの経緯と今後の処遇についての説明ですね。除名処分にするかどうか、という言葉がでましたか。

出ました。

それはいつ頃どの段階で出ましたか。

その説明の中で出ました。

その説明というのはどういう説明ですか。除名処分の理由に関する説明ですか。

そうですね。

それについて、質疑応答がありましたか。

ありました。

簡単にですが、大体どんな質疑応答があったかお話しいただけますか。

説明の中の確認だったと記憶しています。

説明というのは、具体的にはどんな説明だったんですか。

例えば奥村昇次氏のこれまでの議会報での自身が発言していないこと
に対して原稿に載せようとしたこと、などですね。

そういうことについて、質疑応答があったということですか。

それに対する質疑応答があったかどうかは覚えてません。

そうすると、質疑応答としては主にどんなことがありましたか。覚えてない
ですかね。

質疑応答はあったんですが、その内容については覚えてません。

何人ぐらいの方からありましたか。

一人は覚えてますが。

それから、その除名処分に関する採決行為というのはありましたか。

ありました。

それは具体的にどういう段取りで進められましたか。

まず全体に諮られました。

誰が。

団長、だったかな。

それで、言葉としてはどういう言い方でしたか。

これまでの経緯で、自由クラブとして奥村昇次を除名することについ

て賛否を問う、皆さんどうですか、というお尋ねでしたね。

それに対して、そのメンバーの人はどういう対応でしたか。

2名の方からそれでよいと思います、という発言がありました。ほか
は特段意見はありませんでした。

最終的に、その除名処分が決まったということになったわけですね。

はい。

要するに、全員会で除名処分にしたという事実があったことは間違いな
い
い
ですね。

はい。

原告代理人

あなたは、現在2期目ということによろしいですかね。

はい。

奥村昇次議員や梶田正直議員とは同期ということなんですね。

同期です。

1期目の当選当初から現在まで、ずっと自由クラブに所属している。

はい。

令和4年、昨年12月当時はあなたが議会報委員会の委員だったんですか。

はい。

昨年12月28日の当時、奥村議員が作成した議会報原稿のことが問題にな
って
い
ま
し
た
よ
ね。

はい。

その原稿の元になる一般質問を奥村議員が本議会で行ったのは12月12日
という
こと
で
よ
ろ
し
か
つ
た
で
す
か
ね。
余
り
ご
記
憶
に
な
い
で
す
か。

だ
と
思
い
ま
す。

その奥村議員が行った一般質問の原稿の締切というのは、翌日の12月13
日
と
い
う
こ
と
で
す
か。

議会報の原稿の締切の日には分かりません。

一般質問を行った議員さんのその議会報の原稿、本人が書くんですね。

そうですね。

その締切というのはいつも定められているんですか。

ちょっと分かりません。

あなたは、奥村議員が一般質問を行った後で早急に議会報原稿を提出してま
すけれども、最初に提出した原稿で問題になったのはどのような点だったか、
ということは御存じですか。

概要は承知していると思っています。

説明していただけますか。

要は発言していないことを原稿に載せたということだと思います。
その発言していない内容で原稿に載せようとした内容っていうのは、具体的
にはどういうことですか。

具体的にはと言われましても、ちょっと分かりません。

あなたご自身も12月12日の本会議には出席していましたね。

はい。

奥村議員が一般質問の中で自転車の安全に通行できるところの地図を作成す
る、そういうことについて言及していたっていう記憶はないですか。

そのような話があったような記憶はしています。

その部分が議会報原稿のことで問題になっていたという認識はありますか、
ないですか。

先ほど申し上げたとおり、詳細は分かりません。

令和5年1月4日の日に全体会が行われて奥村議員の除名処分について全体
会に諮られた、というご主張ですよね。その諮られた時に、賛成・反対につ
いての挙手を求められることはありませんでしたか。

挙手ではなかったような気がします。諮られた。異論なく、です。

あなたの先ほどの説明によると、2名の方からは積極的な発言があったけれどもほかの人からは特に発言はなかったということですね。

そうですね。

〈特段賛成・反対の決を取るというやり方はしなかったわけですね。

いえ。〉

被告代理人

それは異議があります。決の取り方は。

裁判長

もういいんじゃないですか、いいえと答えられたので。

被告代理人

自転車通行道路の地図の件ですけれども、それが実際に質問されたのかどうか、あるいはどこかの前の段階で話題として挙げた事実かどうかという点については、あなたは分かっていますか。

分かっています。

以上